

市立公園・環境楽習館の民間活力導入に向けた市民説明会における質問及び回答

No.	説明会開催日	項目	回答者	質問	回答
1	令和4年5月19日	指定管理者の資格	町田講師	指定管理は商店会でもできるのか。	法人格があれば指定管理者となることが可能(自治会等の権利能力なき社団でも可)である。商店会については商工会法により法人とみなされるため指定管理者となることができる。
2	令和4年5月19日	施設の対象範囲について	町田講師	市内の公園を分割して、指定管理とすることが可能なか。一括して指定管理する場合、一部を選んで公園管理に参加できるか。	分割して公募をすることは可能であるが、事業として成立するのか、市の課題解決につながるのかという視点も考慮する必要がある。一括して指定管理を行う場合、一部の公園を選んで公園管理に参加したい場合には、協力者として参加する方法がある。
3	令和4年5月19日	市担当者の人員について	町田講師	公園が指定管理された場合、市の公園担当者はどうなるのか。	理論的には、公園担当者は削減され、削減される公園担当者の人件費が指定管理料に計上される。実例もある。
4	令和4年5月19日	公園内の民間施設の建設費について	町田講師	講師の事例紹介の中で紹介のあった各務原市の公園内に建てられた建物などの投資は誰がするのか。	各務原市も事例では、Park-PFIの制度により建物を建てられている。指定管理と同時にP-PFIを導入する場合は民間事業者が投資をする。
5	令和4年5月19日	公園内の民間施設の建設費について	町田講師	公園内の民間施設建設に対して投資をする場合、指定管理事業者が投資を募るのか。	設置管理許可(Park-PFI等)による整備を合わせて募るか、制度設計次第だが、指定管理者自身が自己資金を投下することもあれば、資金力のある企業と組んで投資を行ったり、金融機関から資金調達を行ったりすることになる。
6	令和4年5月19日	指定管理者の参入理由	町田講師	指定管理者は大きな利益を生み出すことが難しいという説明があったが、なぜ民間事業者は参入するのか。	大きな利益を生むことはできないが、事業者の従業員の給与等は捻出できる。また、大きな利益ではないが、自主事業等のその他の事業収入も見込むことができる。
7	令和4年5月19日	ボランティアとの関係性	町田講師	花壇ボランティアを行っているが、ボランティアとして参加したい場合、どの立場で行えばいいのか。	最も良い方法は、指定管理者の構成員や協力者となることである。
8	令和4年5月19日	ボランティアとの関係性	町田講師	指定管理者と協力したいが、契約等を結ぶのではなく、ゆるい繋がりで行えないか。	公募時に公園管理をボランティアと協働して行うということを踏まえた制度で実施すれば緩やかな繋がりを前提とした事業とすることができる。
9	令和4年5月19日	低未利用公園の解決策	町田講師	小金井市は9割が小公園であり、小さな公園で利用価値が乏しい公園はどうなるのか。	利用価値が低い公園の利用についての答えはまだ明確なものがない。ただ、指定管理を導入すれば、市よりも小回りが利くので、現状よりはよくなることが予想される。
10	令和4年5月19日	事業期間	環境政策課課長と公園係長	民間施設の設置許可も指定管理期間同様5年を想定しているのか。	現在は5年としているが、今後市場調査を踏まえ検討していく。

No.	説明会開催日	項目	回答者	質問	回答
11	令和4年5月19日	対象施設の範囲	町田講師	小さな公園が多い小金井市が全ての公園を一括して指定管理にすることはいいことなのか。	小さな公園ばかりを集めて指定管理を導入しても効果は薄いと思われる。 比較的大きな公園と小さな公園をまとめて指定管理にすることにと、アドバイスしているところである。
12	令和4年5月19日	指定管理者の導入効果	町田講師	指定管理者が公園の特徴を把握したうえで、公園のステークホルダー全てに対応することは難しいのではないと思うが、可能なのか。	市役所ができていますので、指定管理者でもできる。民間事業者として、公園等の管理・運営業務に長けている者を選定することになる。
13	令和4年5月19日	ボランティアとの関係性	町田講師	剪定ボランティアとして活動しているが、今後、様々な折衝をするときは、指定管理者と直接やり取りをすることになるのか。	ボランティアの活動について、指定管理の業務範囲から切り分けた上で公募すれば、指定管理者と交渉する必要はなく、引き続き市の担当者と協議していくこととなる。要は、制度設計次第である。 (小金井市補足) 市民協働の推進を図ることを目的に指定管理者側に市民協働担当者を配置予定のため、指定管理者制度導入後は、剪定ボランティアの方は原則、指定管理者と様々なご協議を直接していただくことを考えている。
14	令和4年5月19日	指定管理者の業務内容	環境政策課緑と公園係長	今回の説明会では市がどんな指定管理者制度を導入するのかイメージがもてない。	本日の説明会は指定管理者の制度内容を理解してもらうことを主旨として開催している。具体的な制度設計は現在作成中であり、市場調査等を踏まえ、検討していく。
15	令和4年5月19日	低未利用公園の活用	環境政策課緑と公園係長	栗山公園や梶野公園以外の小さな公園にも配慮した制度設計をお願いしたい。	小規模公園の活性化も指定管理者制度導入により解決を図りたいと考えているため、それを踏まえた公募を行う。
16	令和4年5月19日	市民意見の反映	町田講師	市民の意見について、実施スケジュールの中のどこに組み込むのか。公募の後でも、盛り込めるのか。	公募の後でも可能であるが、一般的に、公募前であれば、募集要項の素案作成後に市民の意見を聞く方法がある。
17	令和4年5月19日	対象施設の範囲	環境政策課長	なぜ、環境楽習館が組み込まれているのか。	環境楽習館の利用者が伸び悩んでおり、民間活力を導入することで、利便性向上、にぎわいを創出し、利用者を伸ばしたい。環境楽習館に近接して滄浪泉園があることから、この度の指定管理導入検討のタイミングで公園と一括できないか検討していきたい。
18	令和4年5月29日	NPO法人等との連携	町田講師	利益の追求が求められる民間企業だけでなく、市民協働において専門的できめ細かいことができるNPO法人等との連携などを積極的に進めてもらうことができるのか。	企業は利益追求だけが目的ではなく、民間企業もNPO法人等との連携については考慮している。NPOとの連携については、公募条件などの制度設計次第で事業者に企画を求められることができる。

No.	説明会開催日	項目	回答者	質問	回答
19	令和4年5月29日	事業者選定について	環境政策課緑と公園係長	選定委員会のメンバーに市民が入れる仕組みになっていない点が不安で、意見が反映されないとなると市民として納得できない結果になるのではないかと懸念している。	指定管理者の選定は、小金井市公の施設の指定管理者の指 定手続等に関する条例に基づき、学識経験者のみで構成さ れる選定委員会により行われるため、市民が選定委員にな ることはできない。
20	令和4年5月29日	現在の公園管理の課題	環境政策課緑と公園係長	市から見て現在の市内公園の管理における課題はどんなことだと 考えているか。	この後、市からの市立公園の説明を参照してほしい。 (市立公園説明資料参照)
21	令和4年5月29日	市内グループとの協働	町田講師	市内で活動している様々なグループの声を受け止め、調整できる ような指定管理者を評価できるようにシステムに盛り込んでほし い。	協議会の設置を義務づけることや、活動しているグループ を予め明らかにしておき、そのグループを含める形で協議 会設置を指定管理者に求めることも制度設計次第では可能 である。ただし協議会において多様なメンバーの中での意 見調整は難しい場合もある。
22	令和4年5月29日	環境楽習館と公園の公募	環境政策課緑と公園係長	環境楽習館と公園の公募は別々か。	一括で公募する予定である。
23	令和4年5月29日	環境楽習館の利用用途	環境政策課環境係長	環境楽習館を集会所の代わりに使っている人も実際は多く、多様 な利用ができる施設にして欲しいという声が多いが、可能か。	環境楽習館の条例改正において、利用対象を広げることを 考えている。
24	令和4年5月29日	環境楽習館の仕様	環境政策課環境係長	環境楽習館は、周りのビオトープへ影響を及ぼす合成洗剤の使用 禁止や西日を抑制している樹木の伐採禁止など、環境楽習館の設 置理念から外れることがないよう仕様書等に明確に記載してほしい。	指定管理者募集資料作成のなかで、環境楽習館の設置理念 等を含めるよう検討する。
25	令和4年5月29日	環境楽習館の特徴的な機能の周知	環境政策課環境係長	環境楽習館は、雨水の活用など様々な特徴的な機能があることを 説明会の中でも特に説明がないが、多くの人に知ってもらいたい と考えているが、どのように周知を図るのか。	指定管理者とともにPRの方法についても考えていきたい。
26	令和4年5月29日	環境楽習館と公園の一括公募によるメ リット	環境政策課環境係長	環境楽習館と公園を一括で公募するメリットはどのようなこと か。	隣接する滄浪泉園との相乗効果は期待できると考えてい る。 他の公園との相乗効果等についても民間事業者のノウハウ に期待しているところである。